

ニックリツシュ商事経営学における

企業概念についての一考察

大橋 昭 一

は し が き

ハインリッヒ・ニックリツシュ (Heinrich Nicklisch) はシュエマーレンバッハ、シュミットとならんでドイツ経営学の三大巨頭の一人である。ニックリツシュの主著は最初一九二二年に „Allgemeine kaufmännische Betriebslehre als privatwirtschaftslehre des Handels (und der Industrie)“ として現われ、一九二二年には根本的に改訂されて書名も „Wirtschaftliche Betriebslehre“ とされ、さらに一九二九—三二年にかけて大増訂されて „Die Betriebswirtschaft“ として集大成されるにいたっている。周知のように、ニックリツシュは、なかならずシェンブルークの規定以来、⁽¹⁾規範学派の総帥として、規範的経営学の最高峰として認められている。しかしその学説は、ドイツにおいても、ひとり規範学派に属する論者たちばかりではなく、その他多くの経営学者に多大な影響を与えたのであるが、⁽²⁾規範的経営学樹立というかれの中心の問題設定の特殊性もあって、ニックリツシュ経営学においては理論的体系の確立といった面が前面にたち、そうした意味からいわずにドイツ的経営学の典型と考えられてきている。

骨をドイツからとり、肉をアメリカに求めてきたわが国の経営学において、ニックリツシュ経営学が大いに重視

され、経営学徒たるものは一度はニックリツシュに取り組むべきものときえいわれてきたことは、けだし当然のことであつたであらうが、しかしその反面、ニックリツシュにたいするこうした理解が、わが国におけるニックリツシュ研究を、いわば多少ゆがめたのではないかと思われるのであつて、わが国における旧来のニックリツシュ研究は、かれのいわゆる方法論的所説⁽³⁾や規範的内容、主張にとられすぎ、ニックリツシュ経営学説の具体的内容については余り注目してこなかつたのではないかと思われるのである。もちろんそれには、さらに、ニックリツシュ研究に際して、ニックリツシュの最良の理解者⁽⁴⁾であり追隨者⁽⁵⁾であつたシェーンブルクの „Das Methodenproblem in der Einzelwirtschaftslehre“⁽⁶⁾がまず手がかりとされてきたことや、体系や形式といつたいいわゆる方法論的研究よりも具体的研究、実証的研究、つまりは内容を重視しほとんどそれに終始してシェーンブルクによって最も非体系的な人物とさへ酷評された⁽⁶⁾シュマーレンバッハと対照して、ニックリツシュの特徴が求められてきたといつた事情も、あるであらう。確かにかれの勘定理論とか貨銀理論とかいつた個々の主張が、それぞれの分野において個別的に取り上げられ深く究明されてきていることは事実であるが、しかしながら、少なくともかれの学説の具体的内容を統一的に検討し、その上にたつて単にニックリツシュの経営学方法論それだけではなくて全体としてのニックリツシュ経営学の生成発展の過程を究明することは、余りなされていまいかに思われるのである。⁽⁷⁾

われわれは以上のような問題意識の上にたつてニックリツシュ経営学の生成発展の後を追跡しようとするものであるが、本稿では、ニックリツシュ経営学の出発点たる一九一二年の著書を取り上げ、まずそこにおける企業概念に焦点をあてて、これまで余り究明されてこなかつた具体的内容について若干の検討をおこない、この面からニックリツシュ経営学に接近しようとするものである。⁽⁸⁾

注(1) F. Schönplug, Betriebswirtschaftslehre, 2. Aufl., herausgegeben von H. Seischab, Stuttgart 1954.

- (2) Schönplung, a. a. O., S. 89. 以下 S. 215.
- (3) わが国における最もすぐれた方法論研究者の一人であった馬場敬治氏は、ニックリッシュが方法論上のイロハをも心得ずして、経営学の方法論を試みており、その方法論的基礎は甚だ薄弱でありその議論は幼稚である、と酷評されている。馬場敬治「経営学方法論」三四、九九、二五八ページ。
- (4) 古林喜楽「ニックリッシュ教授を偲びつ」工業経営、四、一九五三年、九ページ。
- (5) 中村常次郎「私経済学時代の独逸経営学」馬場敬治編集「経営学全集」第六卷「独逸経営学」(一五二二ページ、一五四ページ)。
- (6) Schönplung, a. a. O., S. 278.
- (7) 専らニックリッシュ研究にあてられた高田馨博士の労作「経営共同体の原理」にしても、組織論と一九三二年の著書との関連について、主として論じられているのみである。
- (8) 周知のようにニックリッシュは一九〇九年に「Kartellbetrieb」なる書を著述しているのであるが、同書はカルテルを販売機関(Absatzorganisation)の面においてのみ取り扱ったもので、「カルテル内における構成員の利害の計算的均衡」の問題「要するに「カルテル決済(Kartellabrechnung)」の問題のみを扱っているものである。(H. Nicklisch, Kartellbetrieb, Leipzig 1909, Geleitwort S. III. 参照)従ってこの書については必要な限りにおいてのみ言及することである。なお、ニックリッシュは一九一二年の『商事経営学』の出版に先立っていくつかの論文を書いている。そのうち本稿での論題ととくに関係があると思われるものは次の三つであるが、そのいずれもが一九一二年の書に収録されている。
- „Reserven und finanziellen Sicherheit“ Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis, 3.Jg.(1910), S.305ff.
- „Grundsätze für die Feststellung und Beurteilung der Rentabilität und finanziellen Sicherheit der Unternehmen, angewandt auf unsere Grobbank“ a.a.O., 4.Jg. (1911), S.1ff.
- ニックリッシュ商事経営学における企業概念についての一考察(大橋)

ニックリツシュ 商事経営学における企業概念についての一考察 (大橋)

一一一

„Die Konten des fremden Kapitals“ aa. O., 4Jg., S. 77ff.

一、私経済学と国民経済学

——出発点としての「私的大經營的商事企業」——

ニックリツシュは国民経済学と私経済学とを区別することから出発する。冒頭においてかれは次の有名な一文をかかげている。「経済科学 (Wirtschaftswissenschaften) は二つの相異なる側面から叙述される。その一つは一般性、一般的福祉、一国内に存在する一切の経済の全体の立場から叙述するものであり、他の一つは個別経済、その福祉の立場から、つまり個々の経済の責任ある指揮者の立場から叙述するものである。前者の側面からの叙述は国民経済学 (Volkswirtschaftslehre) とよばれ、後者の側面からのそれは個別経済学 (Einzelwirtschaftslehre) とくにそれが私経済を取り扱う限りにおいては私経済学 (Privatwirtschaftslehre) とよばれる。両学問

の研究対象は全く同一である。」(S. 1)¹⁾このようにニックリツシュは、まず、国民経済学と私経済学とが研究対象の上では全然区別されず、叙述の立場の相異によってのみ区別されるというのである。このような叙述の立場の相異によってのみ両学問を区別するということが、方法的に十分なものたりうるかどうかについては、周知のように、シェーンプルークが批判を加えているところであるが、しかもニックリツシュは、このような私経済学を国民経済学から独立した学問として主張するのである。²⁾もちろんその際、両学問の關係および私経済学の独立について、これ以上の論証はなされていず、それは、いわば一方的な宣言であったにすぎないが、³⁾他方かれは、私経済学独立化の主張に急の余り、両学問の正しい關係を見誤ってはならないとして、両学問の密接な關係を次の二点において強調する。まずかれは、「経済生活には、個別経済の立場からと同一の側面、同一の視角のもとに、一般性の立場から考察される現象が存在する」(S. 11) と主張し、それは両学問に共通な領域であって、両者の境界をなすものであ

るが、その境界は、一本の線のごときものではなくて、「比較的巾広い中立的な地帯」のごときものであるとしている。次に、両学問相互の内部的な関係については、両者は共通の根本概念から出発し、しかもほとんどすべての概念を共有するものであるが、ただその概念価値を異にするにすぎないと主張する(S₂)。

このような国民経済学との密接な関係は、少なくとも当時のニックリツシュにおいてはきわめて多くの点において、しかも理論体系上きわめて重大な諸点において指摘されるのである。商科大学の創立を直接の契機として当時起った、経営学樹立の多くの試みの中では、ニックリツシュが経営学固有の領域から、いわばえ抜きの経営学者として経営学の樹立に取り組んだものであることは、いうまでもないところであり、しかもここでいう経営学固有の領域とはいわば商業学をさすものであり、商業学科学化の企てとしておこなわれたものであることは、すでに多くの人々の指摘するところである。さらに、当時ニックリツシュがさしあたり樹立せんとしたのは商事経営学であって、それはあくまで商業の私経済学であり、商業に専一的に従事するか副業的に従事するか、常に従事するか例外的のみ従事するかを問わず、ともかく商業を営む商事企業 (kaufmännische Unternehmung) を対象とするものであった(S₅)。

しかしながら、ニックリツシュが経営学固有の領域から、しかも商事経営学の樹立を試みたということは、その商事経営学の樹立にさいして、ニックリツシュが商業学を主たる拠り所とし、商業学の立場から商業学の科学化、経営学への改組を試みたということ、必ずしも意味しないであろう。新しい学問を形成せんとする場合には、なんらかの形において既存の学問に依拠せざるをえない。当時経営学にとって既存の学問として存在したのは、いうまでもなく、国民経済学と商業学とであったが、ニックリツシュは商業学ではなくて国民経済学に主として依拠したということがいえるのである。つまりニックリツシュは、当時においては、経営学をあくまで「私経済学」とし

てうけとっていたのであり、この点、生粋の商業学者として生成し、経営学の樹立をあくまで「商業経営学」の確立と考へ、「複数の商業学を単数の商業学でもっておきかえる」⁽⁵⁾ことを課題としたシェアーとは、明らかに問題点を異にするのである。

さてここでは、ニックリツシュが既存の学問のいずれに依拠したかということよりも、既存の国民経済学と新しき私経済学との相異をどの点に認めたかということが、はるかにより重要である。ニックリツシュのように国民経済学と個別経済学とが観点を異にするのみで対象を同一にすると主張すると、国民経済と個別経済との関係をどのように考へるかが重要な問題になってくる。ニックリツシュは両者の関係を明確に規定しておらず、ただ国民経済についてのみ、それが「一定領域の境界内における個々の経済の全体」⁽⁵⁾と定義しているのみである。しかし注目すべきことは、経済原則 (das ökonomische Prinzip) の叙述に関連してではあるが、「経済原則は個別経済内において貫徹することによって、国民経済を支配する。一国民の全体的経済活動におけるこの支配は、ついで個別経済に、とくにいわゆる収益経済 (Ertragswirtschaft) にたいして、この支配が個別経済間において選択過程を招来する限りにおいて、反作用するのである」⁽⁵⁾とのべていることである。この叙述から推察されうることは、まずニックリツシュが、国民経済と個別経済との間に原理的な構造上の差異を全く認めない、いわゆる原子論的な (atomisch) 経済観を有していたことである。この点においてかれは、当時のシェアーと見解を同一にしているが、しかし次の点はこの際重要である。すなわち、こうした見解にもとずいて対象とする個別経済の限定がおこなわれることである。つまり、かれの対象とする個別経済は経済原則を貫徹させるもののみであって、国民経済の欲求充當に参加するものも、「その給付に、経済原則を一定最小限度表現している」⁽⁵⁾營利経済のみであると

して、対象からまず家計経済を除外するのである。

もちろんニックリッシュはこの点からのみ営利経済と家計経済とを区別しているのではない。かれは、企業を概念規定するに際して、個別経済をまず貯蓄または家計経済と営利経済とに区分し、前者も消費財選択の危険を負担するものであるが、後者のように自発的に資産危険を負担するものではないから、商事経営学の対象とはなりえないとしている (SS.42.43)。この資産危険を負担するかどうかは、資産が後述のようにかれの商事経営学において占める基礎的な意義からいっても、かれの理論にとって重要な意味をもつものであって、個別経済を家計経済と営利経済とに区分し、前者を商事経営学の対象から除外するこの二つのメルクマールは、われわれの見解によればニックリッシュ商事経営学の二大支柱に関連するものである。ここでは、この点についてこれ以上深く立ち入ることはできないが、しかしここで強調しておきたいことは、国民経済学との関係において、商事経営学の対象とする個別経済の限定が、なされているということである。

ともかくニックリッシュは、以上のような根拠から、商事経営学の対象をまず営利経済のみに限定するが、しかしすべての営利経済がその対象をなすのではなくて、さらに企業にのみ限定される。企業には、かれによると広狭二義があり、広義においてはすべての営利経済が企業であるが、狭義においては、その活動のために編成された業務組織体をもつ営利経済、かれの表現によれば、「活動を営むために経営 (Betrieb) を必要とする営利経済」のみが、企業を意味するのである。かれの商事経営学が対象とするのはこの狭義の企業のみであり (SS.43.44)、さらに前述のごとく、商事経営学という特殊性から、一切の企業ではなくて商事企業のみであった。シェーンプルクはこれを私的な、大経営的な商事企業と規定しているが、¹⁷⁾ここで注意すべきことは、ニックリッシュがかれのいう狭義の企業をば、経営体を有する単なる大企業としてではなくて、それを出資者から独立した存在として、いわば出資と経営とが分離した近代的大規模企業としても理解しているということである。この点について、節をあらた

めて論じることとした。

注(1) この引用ページ数は H. Nicklisch, Allgemeine kaufmännische Betriebslehre als privatwirtschaftslehre des Handels (und der Industrie), Bd. I, Leipzig 1912. のページ数である。以下同様。

- (2) Schönflug, a. a. O., S. 159.
- (3) 増地庸治郎「経営経済学序論」一八一ページ。
- (4) 中村常次郎前掲稿一五七ページ。および同『経営経済学』の成立」商学論集（福島大学）第二〇巻第二号五八ページ。
- (5) J. F. Schar, Allgemeine Handelsbetriebslehre, 4. Aufl., Leipzig 1921, S. 41. などこの点に関するシェーファーの説については、拙稿「シェーファー商業経営学における商学上の科学化について」関西大学商学論集第四巻第三号、第四号所収を参照された。
- (6) 前掲拙稿、関西大学商学論集第四巻第三号四二二ページ。
- (7) Schönflug, a. a. O., S. 167.

二、出資と経営の分離論

——ビジネス・エンティティとしての企業——

ニックリッシュによれば、企業規模と企業形態の二面から労働、経営、出資が分離し、企業は企業者とは別個の独自的存在となるとともに、他方企業者は単なる出資者として企業の一機関に化すとされている。すなわち、企業者とは本来出資、経営、労働の三機能を具備するものであったが、企業の大規模化とともに労働の機能がまず脱落して経営と出資とに限定される。この段階において企業は企業者にたいして独自的存在を保有することになり、企業と企業者とはもはや一致せず、企業者は企業の一機関であって、危険と指揮の担い手にすぎない。しかしかかる

段階においても企業者は交替可能なのであって、指揮は管理者 (Direktor) に委譲することができるし、危険に就いても株式制度の採用によって他人に肩代りさせることが可能になった。かくて株式会社や有限会社では、企業者は全危険を負担するものではなくて、出資金を限度に負担し、その利害の関心は一面的になって配当にのみ著しく限定され、しかもそれが企業の利害に反しても主張されることがある、とニックリッシュは主張する (SS.43-44)。

このように出資と経営とが分離した相対的に独自の存在として企業を把握するこの考えは、ニックリッシュの資本にたいする取り扱い方からも、さらに明瞭に確認されることができよう。ニックリッシュは資本と資産とを全く対応的に取り扱い、資本と資産とは「私経済的企業では同一物にたいする二表現である」とし (S.59) 有名な『露城』なる貸借対照表方程式を提示する (S.63-64)。周知のようにこの点が、資本方程式を提示したシェアーにたいして、ニックリッシュのすぐれた特徴なのであるが、ところで、同一物にたいする異なった表現たる資本と資産とは、いかなる点において区別されるのか。ニックリッシュはまず、クラーク (John B. Clark) によって主張された説に依拠して、資産が営利手段の具体的構成 (konkrete Zusammensetzung der Erwerbsmittel) であるのにたいして、資本はこの資産集団において永続的なもの (das Bleibende in dieser Vermögenmasse) 財に内在する価値の総量 (die Summe des Wertes, der den Gütern innewohnt) であると、この結果として資産が財の種類によって分類されるのにたいして、資本は財にたいする私的所有権 (Privateigentum an den wirtschaftlichen Gütern) のいかんによって大きく自己資本と他人資本とに区別されるものであるとしてゐる (SS.59-60)。

ここで自己資本とは、ニックリッシュのいわゆる企業者に帰属する部分であるが、かれは「企業にとつては、資本は自己資本と他人資本とから構成される」(S.61) とのべているだけでなく、さらに、財にたいする私的所有権

に由来するこの自己資本と他人資本との区分は、企業にとっては、資産における区分ほど重要な意味を有しないのであって、資本のこの区分はむしろ、危険を負担し従って純利潤にたいする請求権をもつ資本部分の割合と、企業にとっては資本コストである利子支払いを必要とするのみであって従って危険とは関係せず純利潤にたいする請求権を有しない資本部分の割合とを示すところに意義があると、企業者すなわち出資者から独立した企業独自の、しかも経営管理的観点を、きわめてはっきり打ち出しているのである。

このことは、利潤概念、収益性概念におけるニックリッシュの叙述をみると、さらに明確になるであろう。ニックリッシュの体系において利潤がどのような意味をもつかについては、本稿第四節で詳述するところであり、ここでは、ここでの論述に必要な限りにおいてのみみることにする。利潤についてニックリッシュは総利潤 (Rohgewinn, Bruttogewinn) と純利潤 (Reingewinn, Nettogewinn) との二つの範疇を設定しているが、かれが各所でのべているそれら二つの範疇の内容は、必ずしも明確ではない。たとえば資本を扱っている個所では、自己資本にたいする利潤を純利潤、収益から一切の費用を除いたものを総利潤しているが (S.61)、しかし利潤・費用・損失を扱っている個所においてかれは、実務上一般に総利潤と純利潤との区別がおこなわれているがそれをみると、総利潤は費用 (Kosten) にたいする対価値 (Gegenwert) をなす部分をも含んでおり、費用は利潤の構成要素でないから「純理論的にみれば総利潤なるものは存在しない」と論じ、費用にたいする対価値と眞の利潤とを峻別するよう主張している (S.79-81)。さらに収益性を論ずる節では、まず、企業の収益性が自己資本収益性ではなくて、全体としての企業の収益性であると規定し、従ってこの場合の資本は総資本を意味するが、利潤としては、利潤を意味しない要素をすべて排除したものである純利潤が問題になる、としている (S.177)。

資本については、ニックリッシュがここでも当然総資本をとることのみを指摘すればよいのであるが、利潤につ

いてはさら今少しくわしくかれの所説をみてる必要がある。周知のように当時では、ドイツに限らず多くの国において、株式会社の場合株主にたいして確定利子の支払いをおこなう例が多く存在していた。⁽³⁾株式会社におけるこの自己資本にたいする利子の支払いは、ドイツの場合もともと商法の禁ずるところであったが、⁽⁴⁾合名会社の場合には、年度利益金 (Jahresgewinn) のいかによらず社員にたいして持分の四〇%の配当を利子として支払うことが許されており、それが一八九七年の改正によってはじめて、利益金が四〇%の配当をするのに不十分な場合それに応じて配当を減じよう改正されたのである。⁽⁵⁾このような事情があつて当時ドイツでは自己資本にたいする利子というものが存在し、そしてそれは、一般に費用として把握され実務上もそのように処理されていたのである。⁽⁶⁾ところが、商法が株式会社ではもともと利子支払いを禁止していたことや、合名会社の場合の規定が改正されたことやらから、自己資本利子にたいする一般の理解に変化が生じ、自己資本利子を費用とはみない見解が一般に高まつてきたのであるが、これにたいしてニックリッシュは、このような法律上の変化は企業収益性の問題にとつては関係のない事柄であり、このことによつて、少なくとも企業収益性の問題においては、自己資本利子を費用として把握する考えをなら修正する必要はないと主張したのである。⁽⁷⁾ (SS:180-181)。

以上のごとくニックリッシュは、他人資本にたいする利子はいうに及ばず自己資本にたいする利子をも、利潤分配部分としてではなくて費用として理解するのである。当時自己資本利子をば費用として理解するのが一般的であったのは、おそらくその会計処理方法に着目したためであつて、どこまで理論的根拠にもとづいたものであつたかは、疑しいといわねばならないが、しかしニックリッシュの場合には、それは、かれの理論から出てくる必然的な帰結であつたのである。次節において詳述するごとく、もともとニックリッシュは、資産に価値増殖的力があるものと主張するのであつて、それに従つたとせば利潤や損失は、本来個々の財において、その経済的価値と費用価

値 (Aufwandwert) との差異として発生し、それが期末に損益勘定において集計されるものにすぎないという立場をとっているのであって (S.79,191)、資本というものにはなんら利潤を造出する契機がないと考えているのである。かくしてかれは、一言にしていえば、資本には利子が発生し、資産にこそ利潤が発生するものと理解するのである。従ってかれによれば、自己資本にたいしても利子を支払うことは、理論的にいって誤りでは決してなく正当なことなのである。それは、他の用途に運用すれば当然獲得できるはずの利子にたいする正当な償いである。⁽⁸⁾かれが、収益性の一方の要素たる総資本の確定は容易な問題でないとしつつも、その確定は要するに資産の側からのみ可能であって、企業にたいして活動的 (werbend) に投下されているもののみが総資本をなすとしているのも、(S.183-4) こうした考えからくるのである。またニックリッシュは、確かに自己資本利子と他人資本利子とを全く同一視しているのではなく、たとえば名称において前者を Zinsverlust、後者 Zinsaufwand とよんで区別してはいらるが (S.179)、両者をいずれも純利潤にははいらぬ、Kosten として把握しているのである。⁽⁹⁾ともあれ、資本としても利子を生む機能しか有しない自己資本と他人資本とを区別する必要は、この面においてもニックリッシュには全然認められないのである。

周知のように、利子のコスト性の問題は、現代においても、会計学において論争されている点の一つであって、にわかには断定を下しうる問題ではない。他人資本利子のみならず自己資本利子をも費用とするニックリッシュの主張が、理論的に正当なものかどうかについては大いに問題の存するところであり、われわれもニックリッシュの主張もそのまま認めるものではないが、それはともかく、本稿でのわれわれの問題設定たるニックリッシュの企業観という観点からみるならば、ニックリッシュが自己資本利子の費用性をば企業の収益性の問題において強調することが、注目されねばならないであろう。ニックリッシュにおいては企業の指導原則として経済原則と収益性が存

在し、⁽¹⁰⁾しかも収益性は総資本収益性のみが可とされるのである。このような意味をもった収益性において自己資本利子の費用性を主張することは、かれがその対象とする企業をば出資者から独立した企業として理解していることを、如実に示しているであろう。

ところで、出資者から独立した企業といっても、いろいろのニュアンスや段階のあることは周知の通りである。ニックリッシュの場合、前述のごとく企業者即出資者として把握され、企業の大規模化と株式制度とによって企業者が企業から分離し、企業者から企業が独立化するものと理解されている。しかも、かかる企業者が企業から分離した後における企業の具体的な経営主体がどのようなものであるかは、少なくともニックリッシュの著述している限りにおいては、はっきりしていないのである。確かにかれは、企業者の二機能のうち指揮機能は Direktor に委譲されるものとして、Direktor なるものを登場させてはいる。また、個別経済の立場とその責任ある Leiter の立場とが等しいものであるかのように表現してはいるのであるが、Direktor や Leiter をどのようなものと理解しているかは、少なくともはっきりしていないのである。このようにニックリッシュが出資と経営の分離に言及しながらもいわゆる経営者論を展開しなかったところに、当時におけるかれの考え方の根本がはからずも露呈しているのである。それは、少なくとも当時においては、かれが経営の主体、少なくとも人間には全然関心をよせず、企業を純即物的に、客体的にのみ理解し、企業を人の組織ではなくて物の組織としてのみ把握していたことを示すであろう。⁽¹¹⁾その物も、次節において詳論することく、資本としての物ではなくて、まずもって資産としての物、物それ自体としての物であったのである。

このような出資と経営の分離論は、経営学において経営者支配の問題として一般に論議されているそれとはややニュアンスを異にするものであって、もし類似の企業観を強いて他に求めるとするならば、会計学におけるいわゆ

る企業実体 (business entity) の企業観にこそ通ずるものといふことができるであろう。企業実体の概念は、すでに一九二二年アメリカにおいてペイトンによって七つの会計公準のうちの一つとして指摘されたものであり、⁽¹²⁾ 会計学において基底の意義をもつものであるが、しかし今日においても、必ずしも一義的なものとして一般に認められているわけではなく、いろいろな解釈が試みられてきているところである。高松和男助教授によると、一口に企業実体の概念といつても、会計公準論におけるそれと会計主体論におけるそれとは、問題の次元を異にするのであり、⁽¹³⁾ 会計主体論における企業実体の概念は、端的には、企業の本質にたいする理解の問題、企業観の問題であるが、黒沢清博士は、企業の客体的条件の変化に着目して企業実体の成立を把握され、「このコンベンションが成立するためには、企業財産すなわち資本が、家計としての私有財産から解放されるという歴史的條件の成熟が必要」⁽¹⁴⁾ であると論じられている。⁽¹⁵⁾ いずれにせよ、今やわれわれは、ニックリッシュの貸借対照表方程式の今一方の要素、資産について論じなくてはならない。

注(1) ニックリッシュによるとそれは一九〇七年に „Das Wesen des Kapitals“ と同じ Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung に発表されたものである。

(2) 結局、ニックリッシュによれば、企業における資本は次の四種類に区分されることになるが、(一)と(二)とは厳密に区別して使用されているのではない。(一)企業者出資資本、(二)自己資本(企業者出資資本に留保金を加えたもの)、(三)他人資本、(四)企業総資本(自己資本と他人資本を加えたもの)。Nicklisch, Reserven und finanziellen Sicherheit, S.306.

(3) K. Lehmann, Das Recht der Aktiengesellschaften, II Bd., Berlin 1904, S. 425.

(4) 普通ドイツ商法典(旧商法)二二七条、現行ドイツ商法(旧株式法)二二五条、現行株式法五四条。なお、K.レーマンによると、一九〇四年すでに次の各国商法に同様な利子支払禁止規定が設けられていた。ハンガリー(一六五条)、イタリー(二八一一条)、オランダ(四九条)、スイス(六三〇条)、ポルトガル(一九二条)、スウェーデン(二三〇条)、セルビア(二三三条)、その他英、米にも同様な規定があったといわれる。Lehmann, a. a. O., S. 426.

- (5) 旧商法一〇六条および現行株式会社法一二一条。但し旧商法の場合には条文上の表現も利子であったが、一八九七年の改正によつて表現も利益配当 (Gewinnanteil) とかわつた。ちなみに日本の商法にはこのような規定はなく、利益がない場合に財産の分配をなしても違法ではないとされている。大隅健一郎「会社法概説」二六ページ。
- (6) その一例としてニックリッシュは Darmstädte Bank の一八六四年度損益勘定の例をあげてゐる (S.180)。
- (7) 自己資本利子については、なお、E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 7. Aufl., 1938. 土岐訳一七六一一七九ページ参照。
- (8) 従つて自己資本利子の率は、ニックリッシュによれば一般利子率 (der landesübliche Zinsfuß) によるべきであり、しかもそれは、より適当な基準がないためである (S.182)。
- (9) 当時のニックリッシュによつては Verlust, Aufwand, Kosten との関係が明確とはいへない。従つてかれは明文でもつて自己資本利子が Kosten であるといふことがどのような意味をもつかは、明確でない。
- (10) 但し収益性は安全性 (Sicherheit) との関連において論じられている。
- (11) 本稿むすび、とくにその注(5)、(6)参照。
- (12) W. A. Paton, Accounting Theory, 1922. 酒井文雄助教授の紹介によるとそれは次の七つで、そのうち、とくに企業観に関連すると思われるものは(一)～(三)であるが、それらがいずれも一九二二年のニックリッシュの所説に含まれていることは、真に興味深いことである。酒井文雄「会計公準論の一考察」関西大学経済論集第四卷第六号九五ページ。
- (一) 企業実体 (the business entity) の公準。
- (二) 継続企業 (the going concern) の公準。
- (三) 貸借対照表等式 (the balance-sheet equation) の公準。
- (四) 財務状態と貸借対照表との関連 (financial condition and the balance-sheet) についての公準。
- ニックリッシュ 商事経営学における企業概念についての一考察 (大橋)

ニックリッシュ 商事経営学における企業概念についての一考察 (大橋)

三四

- (五) 原価と簿価との関連 (cost and book value) についての公準。
- (六) 原価発生と利益出現 (cost accrual and income) についての公準。
- (七) 諸事実、諸資料相互間の関連 (sequences) についての公準。
- (13) 高松和男「現代会計の原理」二一―ページ。
- (14) 黒沢清「近代会計学」一〇―ページ。
- (15) 山枘忠恕教授は企業実体の概念に三つの種類、段階があるとされているが、そのような観点よりするならば、配当には、一方ではその年度の利潤の一部分しかあてられず他方では少なくともその年度の利潤ではない額の含まれることがあるとして、株主の収益性と企業の収益性との不一致を説くニックリッシュの見解 (S.177) は、山枘教授のいわれる第二の、すなわちペイトンのとるエンティティ観に属することになるであろうか。山枘忠恕「アメリカ財務会計」一九〇―一九四ページ。
- そのいずれにしても、ともかく簿記理論上ニックリッシュが、一九一二年においてすでに、企業主体理論 (entity theory) にたつことは、リトルトンの指摘をまつまでもなく、かれが当時すでに貸借対照表方程式をとっていることから全く明らかであり、今さら問題となる事柄ではない。われわれがこの点に関して強調したいことは、要するにかれが、単に簿記理論上のコンベンションとして、すなわち会計上の擬制として企業者⁽¹⁷⁾、出資者と企業との分離を主張しているのではなくて、⁽¹⁷⁾ コムメンルク同様、事実においても両者が別個の存在たることを主張しているという点である。
- (16) A.C. Littleton, Accounting Evolution to 1900, New York 1933. 片野一郎訳二九二―三〇〇ページ。
- (17) リトルトンによるコムメンルクはその著「Historie Critique de la Theorie des Comptes, Geneva 1929」によつて、資本主と店との分離は決して擬制ではない、両者は事実上別個に存在する、………簿記は企業の内部における価値の移動にかかわる記録であつて、企業資本主の財産にかかわるものでない、と主張しているといわれる。片野一郎訳同書二九五―一〇一―ページ。

三、資産概念

——資産の組織としての企業——

ニックリッシュュはまず、資本と資産の私経済的側面が国民経済学概念規定でもって尽きるものでなく、特別な私経済的内容を有し、それが、国民経済学的概念に「補完的に附加される」必要があると主張する。そしてこの私経済的独自性を以下のごとく論じるのである。まずニックリッシュュによれば私経済的意味での資産は、一企業の経営によって統一体に総括されている諸経済財を意味する。従って資産においては、単なる所有ではなくて、資産部分相互の關係が問題であつて、企業目的に適した關係になくはならない。さらに、資産は企業に付与された経済的力 (wirtschaftliche Kraft) を現わすのであつて、「巧みに働かされるならば、自己増殖する (sich vermehren) 性質を有する」力であると、規定されている (SS.54-55)。かくしてニックリッシュュによれば、資産が巧みに働かされる限り、つまりかれの今一つの表現によれば組織された資産として存在する限り、資産そのものに自己増殖する力があるとされる。かれはこの力を営利力 (Erwerbskraft) ともよんでいるが (SS.6)、いずれにしても資産それ自体にこの営利力が存在し、ただ資産が組織化されない場合にはそれが顕在化しないだけであると、ニックリッシュュはいうのである。従つて、資産は単に企業活動の担い手であるばかりではない。企業活動の主たる目的は資産の増加にあるのであり、資産は終着点であるとされ、こうした観点から個別経済の最高使命は実に自己維持 (Selbsterhaltung) にあるとして (SS.44-45)、利潤追求もこのために役立つべきものとされるのである。

この資産の運動から資産に緊張 (Spannung) が生ずる。それは、ニックリッシュュによれば、資産の配置上(1)財の種類の間(2)個々の資産部分相互の量的關係に現われるものであるから (SS.6)、全く「資産において生ずる」緊張であるが、しかしそれは「資産をもつて最大可能な収益を獲得するために」生ずるものであり (SS.6)、この緊

張が、ニックリツシュの見解によれば、企業の活動そのものであり、かくして総括的にいうならば、経営における一切の關係は、「単に個々の資産部分においておよび個々の資産部分間において演じられるばかりではなく、企業所有者や他人資本提供者にたいする關係も」資産に現われることとなる(S118)。このような企業の営利活動に密着した緊張は、かれによれば、資産にのみ特有のものである。ニックリツシュは資本の側面にも緊張が存在することを認めてはいるが、しかしそれは、自己資本と他人資本との關係から生じるものであって、従つて「まずもつて企業者にのみ意義のある緊張であつて、資本側面における緊張の激化が資産面における緊張を惹起する限りにおいて、それは間接的に營業成果」に影響を与えるものにすぎないとして(561)。

以上のごとくニックリツシュが資産に自己増殖力があるという場合、資産を資本に対立する資産そのものと理解しているところに、とにもかくにもニックリツシュ理論の大きな特徴があることはいうまでもないのであつて、これが会計学における資産のいわゆる「潜在用役」説に通ずるものであることは、すでにリトルトンが、会計学における企業主体理論との関連において示唆しているところである。⁽¹⁾しかしながら、資産と資本とにたいするこうした認識によつては、ニックリツシュが対象とした資本主義的企業、そしてその利潤創出機構が科学的に決して解明されうるものでないことは、いうまでもないであろう。財そのものに自己増殖する力のないことは、皮肉にもニックリツシュ自身が無意識にしる認めている通りなのである。かれは、前述のように、非組織的な資産には少なくとも顯在的な営利力がないとして、非組織的な資産の例として貨幣からのみ成る場合をあげている(565)。かれのいう通り貨幣自体には自己増殖する力はないのであつて、貨幣が $G-W\{P_a \dots P \dots W \dots G\}$ の周知の資本循環におかれた場合にのみ、つまり資本として使用された場合にのみ自己増殖するのである。

もちろんニックリツシュも、資産はそれが組織化されない間は潜在的な営利力しか有さず、それが組織化された

場合にはじめて営利力が顕在化すると主張し、しかもその組織化された場合とは「企業の手段が営利目的に投下された」場合、すなわち「資産が企業の特利な営利目的に役立てられた場合」であるとのべているのであって、このことは、表現の相異、不十分さこそあれ、資産が資本循環におかれた場合とニックリッシュも考えていたことを示すものとみることができよう。しかし、自己増殖するのはあくまで資本としての資産であって、資産そのものではない。しかも資産が資本として機能し自己増殖しうるためには、価値創造的要素たる労働の存在が予定されていない。G—W¹→P…P…W—G¹においてP¹たる資産そのものには自己増殖する潜在的な力も顕在的な力もない。資産が自己増殖するのは、ひとえに、資産がさきの資本の運動において剰余労働を生産しうるAと結合することができて、W¹となりQ¹となりうるためにほかならない。

要するにニックリッシュが、資本という生産関係の存在をある程度認識していたことは、十分認められるのであるが、しかし資本の運動そのものについてまで十分な正しい認識を有していたとは、決していうことができないのである。この点にたいする認識の欠如のために、かれはW¹がW²に転化するその過程を十分認識することができず、その結果、資産が資産それのみによってW¹となりQ¹に転化するものと理解したのである。とはいえ、周知のように、商業資本はG—W—G¹の運動形態をとるのである。従って、労働を無視して資産が資産それのみによってQ¹になりうると考えたかれの見解は、もしもかれの理論が商業企業それだけを対象とするものであるならば、一応はもっともなものであるいは認められることができるであろう。しかし、かれの商事経営学が対象とするものは商事企業であって、それは、かれ自身の規定によっても、商業企業と等しくないものである。従ってこの事は、他面において、かれが商事企業を対象とするしなからも、実際には商業企業のみを対象とし、少なくとも商業資本の立場にたったことを示しているのである。いずれにしろ、G—W—G¹そのみから出発してその背後にG—

$W^R \dots P \dots W - G$ の存在することを無視し、資産に自己増殖力があるものとしてかえって真の自己増殖の源泉を見失ったところに、かれが大商業資本を基盤としているところからくるその限界が、象徴的に現われているのである。

ともあれニックリッシュにおいては、資本と資産とが、なるほど同一物にたいする異なる表現として方程式の両辺にたつものとなされているのであるが、資本の問題が資産の関連においてのみとらえられるところから、資本の問題としては、実際には、ほとんど何も残らないことになる。また費用、収益の問題も資産の問題に還元される。たとえば売上は資産の回転、Umsatzの問題としてとらえられるし、費用 (Kosten) も対価値を前提とする概念であることが強調される (SS.65-67)。このように、企業の問題は一切が資産の問題としてとらえられる。すなわち、資産の運動つまり変動が企業の活動として理解され、企業は資産の組織という面からのみ考察される。それに応じて利潤の発生は資産の増加として把握されることになり、そこから資産維持、すなわち、企業の維持という、後年のニックリッシュにおいて重要な地位を占める命題が、すでに一九二二年の商事経営学において強調されるのである。

注(1) Littleton, op. cit., 片野一郎訳三〇三ページ。

四、経済原則とその変容

——ゴウイング・コンサーンとしての企業——

以上によってニックリッシュの考える企業が、単なる私的企業や大規模企業であるにとどまらず、出資と経営の分離した企業、資本の組織ではなくて資産の組織としての企業であって、従って利潤追求をする企業というよりは維持されるべき企業であることは、大体指摘しえたと思うのであるが、最後になお、かれの企業概念が継続企業と

しての企業観であったことを、かれが体系理念の一つとしてかかげる経済原則に関連して、さらに指摘しておきたい。

ニックリツシュが個別経済の最高目的として「自己維持」の命題をかかげていることは、前述の通りであるが、この自己維持達成のための個別経済の指導原則として、かれによれば、当時、最大可能な経済原則の実現と最大可能な純利潤の獲得との二つの原則が、種々な論者によってそれぞれ主張されていた。ニックリツシュによると、両者は本質的にみれば同一の思想を異なった形で定式化したものにすぎないが、しかし詳細に検討すると、非本質的とはいえない相異点がある。まず経済原則は、ここでは、一定の費用でもって最大可能な成果を獲得することであり、各個別経済はこの規準に従って行動する限り最大可能な純利潤を獲得することが可能であるから、このように一方が他方から誘導されるという意味においては両者は同一のものであるが、前者が、経済の目的として、一定の原則の追求を設定することであるのに、後者がその原則の遵守によって招来される結果を、経済の目的として設定することである点において、区別されねばならないとニックリツシュはする。しかし、ニックリツシュによると、経済原則は個別経済の生活原則であって、個別経済はその組織および活動においてこの原則に従わねばならないのであり、しかも、この原則に従う限りにおいてのみ純利潤が獲得できるという関係から、個別経済の指導原則としては、最大可能な純利潤の獲得よりも経済原則の実現の方がより適当なものとされている (S. 50)。ところがかれは、他方において、私経済学では国民経済学とは異って収益性が支配的意義をもつと主張し (S. 52)、シェアーの商業概念にたいする批判に関連して商業から利潤概念を排除する必要はなく、むしろ反対に利潤概念をもち続ける必然的な理由があり、われわれの中心問題たる収益性の問題では利潤概念を欠くことはできないのであって、経済性の概念だけでは収益性は解明されないと主張し、さらに、利潤の概念は経済性概念を包摂するものであるとき

え規定しているのである（S.40）。

このようにニックリッシュは、個別経済の指導原則としては利潤原則かそれとも経済原則のいずれが支配的なものであるかについて、決断を下してはいない。⁽¹⁾ かれのこのような態度は、中村常次郎教授の指摘されている通り、⁽²⁾ かが「個別資本の私的契機と社会的契機との二側面を媒介する資本の論理に対する無理解を不用意に露呈したものにほかならない」のであって、それは、ニックリッシュが企業目的をば、欲求充足という国民経済的側面と利潤追求という私経済的側面との二重性において規定している（S.45）点からも、推察されるところである。しかし、そのような企業の二重性についてのニックリッシュの規定が、対立物の統一、相互滲透の論理の上にたった正しい規定ではないとしても、企業の二重性についての正しい認識にある程度接近していたものであることは、北川宗蔵博士はじめ諸論者の指摘されている通りであるが、⁽³⁾ ニックリッシュは、単に経済原則と利潤原則との間をさまようているばかりではなく、かれの経済原則の規定そのものが、実ははっきりしていない、否、ニックリッシュ自身が意識的にはっきりさせていないのではないかと思われるのである。周知のように経済原則、経済性の概念は、ひとりニックリッシュのみならず広く一般に、経営学におけるその重要性にもかかわらず、旧来、一義的なものでは決してなかったのである。俗に『最小の費用で最大の成果を獲得する』と規定される経済原則が、正しくは『一定の費用でもって最大の成果を獲得する』かもしくは『最小の費用で一定の成果を獲得する』かのいずれかにおいてのみ、⁽⁴⁾ 実際の意義をもちうることは確かに多くの人々の指摘するところであったが、最近においてもロイトルスベルガーが前者を需要一致生産の原則（Prinzip der bedarfsentsprechenden Produktion）、後者を節約的生産の原則（Prinzip der sparsamen Produktion）と名づけて、⁽⁴⁾ 経済性概念の体系的整理を試みているほどである。ところで、ニックリッシュが一九二二年の著書においてとくに経済原則について論じている箇所は二箇所あり、最初の

個所 (SS56) では、前記のようにロイトルスベルガーのいう需要一致生産の原則の意味において経済原則を規定しているのであるが、後の個所 (SS445) では「一定の給付にたいする最小可能な費用」が経済原則であると、節約生産原則の意味において規定している。この事実にたいして、ニックリツシュが経済原則のいわば二重性にたいする無智を不用意にも露呈したといった解釈も、一つの解釈として十分可能なのであるが、われわれはニックリツシュの叙述を積極的にかす立場から、経済原則を適用せんとする対象、領域が、二つの個所において、ニックリツシュ自身はもちろんはつきり断っていないけれども、異なっており、従ってそれぞれにおいて経済原則をいわば変容させるべきであると、かれが考えていたのではないであろうかという解釈を試みるものである。

しかしその点は後にふれることとし、まず、かれが変容 (varieren) そのものはこれをはつきり認めていること、およびどのような条件において変容を認めているかという点を明らかにしよう。ニックリツシュは後の個所 (SS4245) において、節約生産原則として規定された経済原則がさしあたりまず個々の場合に、すなわち個々の作業、個々の業務に妥当するとして、経済原則は個々の場合に妥当することなしには全体において妥当することがないと主張する。つづいてさらに、個々の場合には経済原則は確かに無条件で (nackt) 妥当するが、しかし、個々のケースから全体に、現在から将来に視野を広げ、企業を全体として継続的に不断の繁栄のもとにおくことを考える場合には、「経済原則を变容させる必要が生ずる」とかれは主張するのであり、たとえば、有能な労働者を継続的に企業に拘束し、労働者の企業繁栄にたいする関心を高めようとすれば、労働者の福祉のための出費やいわゆる利潤分配などが必要となってくるであろうが、そのような出費は、個々の場合における節約生産原則の実現と抵触するのである。かくして企業は、個々の場合において経済原則を実現するのではなくて、長期的かつ企業全体的な観点において実現する必要がある、さらに、企業が国民経済における一存在であることのために、一般経済的観点

および他の個別経済との関係から経済原則が変容させられるというのである。

このような主張が企業概念に関してどのような意味をもつかは、あらためて論ずるまでもなく、企業をばいわけの継続企業 (going concern) として把握し、少なくとも長期的持続的維持をめざすものという考えから来ていることは全く明らかであろう。営利原則に関連してわが国においても藻利重隆博士によって長期的持続的営利なる主張がおこなわれているが、⁽⁵⁾すでに一九二二年においてニックリッシュは、もちろん論証や体系化において十分なものでは決していないが、企業の指導原則としての経済原則について、その長期的持続的全体の実現を主張したのであった。ところでニックリッシュは、個別と全体との関係においては経済原則はまず個別において実現されるべきであり、個別ケースにおける経済原則としては節約生産原則が考えられるべきであるというのである。経済原則を扱っている二箇所のうち前の箇所では、経済原則が必要一致生産原則として規定されているばかりではなく、それが個別経済全体に適用される段階のものであることが前提されているものと、われわれは解釈するものである。もちろんニックリッシュは、個別経済全体の段階においては経済原則が節約生産原則から需要一致生産原則に変容するとはつきりのべているわけではないが、しかし反面、かかる変容の形態が考えられないという指摘も、別にならないのである。

注(五) H. G. Otto, Johann Friedrich Schar und die moderne deutschsprachige Betriebswirtschaftslehre, Basel 1957,

S. 23, Schöpfung, a. a. O., S. 161.

(2) 中村常次郎「私経済学時代の独逸経営学」一五四ページ。

(3) 北川宗蔵「経営学方法論研究」一四八ページ。中村常次郎前掲稿「一五四ページ。牛尾真造「経営学説史」一三一―一三三ページ。

- (4) E. Loitsberger, Das Wirtschaftlichkeitsprinzip (Analyse und Erscheinungsformen), Wien 1955, S.32 ff.
(5) 漢利重隆「経営学の基礎」。

む す び

以上においてわれわれは、一九二二年の商事経営学において展開されたニックリッシュの所説を、企業概念を手がかりとして検討し、かれが一般的には私経済学を「個別経済、その福祉、個々の経済の責任ある指揮者の立場」から国民経済学と同一の対象を考察するものとしながらも、商事経営学としてはその対象を私的、大経営的商事企業に限定しているが、しかしそこで理解されている企業は、単なる大規模企業であるにとどまらず、出資と経営の分離を前提とした継続企業としてのそれであることを、指摘せんとしたのである。

しかし、一九二二年のニックリッシュにたいするわれわれのこのような解釈は、実は、旧来なされてきた解釈と必ずしも一致しないのである。ニックリッシュが私経済学をば「個別経済、その福祉、責任ある指揮者の立場」から叙述するものであること⁽²⁾にたいして、中村常次郎教授はそれが、個別経済の責任ある指揮者の立場を、被指揮者を含めて個別経済の全員の立場と同一視するものであり、異質的なものを同一視するものであって首肯しがたいところであると、正当な批判を下された後に、それは結局、後年の主張とは異なって企業家の立場を決定的な立場として、ニックリッシュがとることを意味するものとされている。⁽¹⁾このような解釈はすでに増地庸治郎博士もなされていて、博士は「初版における教授（ニックリッシュ）の見解は、今日の夫（第六版をさす）と異り、企業者の立場が重視せられて居る」⁽²⁾とのべられている。また最近においてもオットーは、一九二二年のニックリッシュ私経済学のとる考察の観点が企業者のそれであると単純化してしまっているが、これらの解釈が、⁽³⁾もしも企業者

をニツクリツシュのいう意味における企業者と理解してのそれであるならば、前述のごときニツクリツシュの企業者観からいっても、全くの外れの解釈であり、不用意な単純化であるといわねばならない。いずれにしろこのような解釈は、ニツクリツシュがすでに当時、『*齋藤*』なる貸借対照表方程式の立場をとり、企業の収益性として自己資本収益性ではなくて総資本収益性をとるという、後年の主張と基本的には同一の主張をなしていたことを看過しているものである。⁽⁵⁾ それにはもちろん、ニツクリツシュが私経済学の立場として「個別経済、その福祉、責任ある指揮者の立場」という不明確な規定しかなさなかつた事情が、そのような誤解を生んだ原因として考えられるであろう。この点に限らず、本稿において取り上げた他の諸点においても、かれの所説は、その論述や論証において明確さや適切さを欠く点が多いのであるが、一九二二年という当時としては、かれの学説は、根本においてきわめて近代的なものをすでに含んでいたばかりではなく、企業の二重性の把握とか利潤原則の重要視といった点において後年の主張よりも理論的に正しいものもかえって多く含んでいたのであり、全体としては、卓越した見解として高く評価されねばならないであろう。

ところで以上のようなニツクリツシュの企業観は、われわれのみるところ、要するに、資産概念に基礎をおくものであって、この資産概念が一九二二年のかれの所説を支える根本的支柱の一つをなしているということがいえるであろう。⁽⁶⁾ つまり端的に表現するならば、一九二二年のニツクリツシュ私経済学の基礎をなしているものは人間でも資本でもなく、実に、唯一の価値創造的要素としての資産なのであって、そこにおいて理解されている企業は、後年のかれの主張にあわせてこれを表現するならば、労働共同体でも資本共同体でも、はたまた諸力の共同体(Gemeinschaft von Kräften)⁽⁷⁾ でもなくて、実に資産共同体とでも称すべきものである。このようなかれの主張が、少なくとも当時においては、かれが大商業資本の立場にたつて商事経営学を樹立せんとしたところから

くることは、すでに指摘したところであるが、要するに、商業資本を基盤とし私的大経営的商事企業を中心としてその利潤創出の機構を、後年のごとく隠蔽するというよりは、体系的、客観的に叙述し明らかにしようとしたところに、当時のニックリツシュの根本的な特徴があつたであろう。そしてそれは、独占段階への移行とともに世界市場制覇という帝国主義的政策をとり、そのため貨銀低下と社会政策的諸負担の切り下げよって生産費の低減をはかり利潤獲得を第一の階級的目標とした、当時の、いわゆるドイツ帝国主義繁栄期のドイツ独占資本の、とくに大商業資本の階級的利害に完全に照応していたのである。

ニックリツシュが、当時の独占資本の要請といかに一致していたかという点については、かれが経営学の樹立を試みるに際して、商業学ではなく国民経済学に依拠したという点がさらに究明されねばならないのであるが、この点については稿をあらためて論じることにした。

注(1) 中村常次郎『経営経済学』の成立「六ページ、とくに九ページ。同「私経済学時代の独逸経営学」一五〇ページ。

(2) 増地庸治郎前掲書七八ページ。但し「」内は大橋のもの。

(3) Otto, a. a. O., S. 57.

(4) 中村常次郎教授は、「私経済学時代の独逸経営学」においては、その場合の企業家が、個別経済の責任ある指揮者としての企業家である旨のべられているが、他の二人の場合には規定がない。なおイザークは一九二三年の著書において、一九一二年のニックリツシュが経営指揮者 (Betriebsleiter) の立場にたつてその際遵守されるべき諸原理を究明していると、簡単に興味ある叙述をなしているが、残念ながら Betriebsleiter についてはなら説明をわけていない。A. Isaac, Die Entwicklung der wissenschaftlichen Betriebswirtschaftslehre in Deutschland seit 1898, Berlin 1923, S. 59.

(5) この点は次のものをみれば全く明らかである。Nickisch, Nachwort zu den Ausführungen über die Rentabilität von Dr. Pape, ZHWHP, Jg. 7, SS. 113—114.

ニックリツシュ商事経営学における企業概念についての一考察 (大橋)

ニックリッシュ 商事経営学における企業概念についての一考察 (大橋)

四六

(6) 一九二二年の著書は、ニックリッシュの序文によると二巻にわたるものであったが、しかし、「Kraften」を扱う予定であった第二巻は遂に発行されることがなかった。従ってこの「Kraften」についてニックリッシュが当時どのような考えをいだいていたかは明らかでないが、しかしかれは、第一巻の序文においてははっきりと、それが「どのような意味において論じられるかは、この第一巻において種々な思考過程によってすでに予示されている」とのべているので、第二巻を刊行することがなかったことからいっても、当時のかれの、少なくとも基本的な考え方は、これを第一巻の叙述のみによって判断しても大きな誤りはないであろう。

(7) 一九一四年第一次世界大戦勃発するやニックリッシュは、一九一五年『利己主義と義務観念』なる講演において、旧来の所説を戦時下の状況に適合させるべく修正を試み、それが、一九二二年の利潤論的即物的私経済学から、戦後の規範的経営経済学への転換の端緒となったのであるが、そこにおいてかれは、企業が労働者や使用人を搾取する手段ではなくて諸力の共同体であるとのべたのである。H. Nicklisch, Rede über Egoismus und Pflichtgefühl, ZHWp, 1915-16, S. 104.

この点から考えると、「Kraften」を扱うべき予定されていた一九二二年の『商事経営学』の第二巻は、第二巻としてこそ現われなかったが、一九二〇年の著書『組織論』(Der Weg aufwärts: Organisation)が、その身代わりであったのではないかという解釈がなされうるのである。というのは、『組織論』におけるかれの序文によれば、同書はその生成を一九二二年にまでさかのぼるものであって、それより一九一五年にいたる間において執筆されたものであり、さらに、周知のように、『組織論』の基礎になっている概念の一つに「Kraft」があるからである。しかしながら、『組織論』において、その生成が一九二二年にさかのぼることがのべられていながらも、一九二二年の『商事経営学』について全然言及されていず、ましてやその第二巻として予定されていたものの新版であるとは全然のべられていないので、未刊行に終わった第二巻については、本節注(5)でのべたような解釈をとらざるをえないのである。

〔一九六〇・二・二〇〕

付記 本稿は昭和三九年度文部省科学研究費の助成による研究成果の一部である。